

芦屋川カレッジ学友会 細則

1. 事業の内容

- (1) 事業は、会員の生涯学習のための教養講座、親睦のための諸事業などを行い、併せて地域社会を通じその向上に資する。

2. 会員

- (1) 当会の趣旨に賛同する人とは、原則として芦屋市在住の60歳以上の人とする。
- (2) 会員の紹介と委員会の承認を必要とする
- (3) 会員の会費納入期限は5月度委員会開催日として確定するものとする。(確定後の会費は返還しないものとする)

3. 委員

委員は、各期同期会の学友会会員より選出する。

- ① 各期委員の委員数については、委員会で定める。
- ② 委員の退任及び交代は、同期会よりの申し出により、委員会に諮り決定する。

4. 委員会

- (1) 委員会は事業の実施にあたって会員の意向に基づき当否を検討し具体化する。
- (2) 事業の具体的な開催案内は、学友会ニュース(会報)その他により会員に通知する。
- (3) 委員会は、学友会の行う事業を立案し且つこの事業の達成をはじめ、学友会の全般的または個別の諸活動を行うための役割を担当する。
- (4) 委員会には「企画」「広報」「組織」「総務」「社会貢献」の小委員会と「会計」「監査」をおき、委員はいずれかの小委員会に所属し、複数の小委員会のメンバーを兼ねることができる。なお、必要に応じて、委員以外の知識経験豊富な学友会会員をアドバイザーとして出席を要請することができる。

小委員会は、毎月または必要に応じて開催し、会員のニーズの把握等、情報交換とニーズを反映させる具体的な実施項目及び実施要領について検討を行う。

- (5) 小委員会は、互いの連絡を密にし、円滑に責務を遂行する。

5. 諮問

- (1) この細則の定めのない事業は、委員会に諮り処理する。

6. 付則

- (1) この細則は、委員会の決議により改廃することができる。
- (2) この細則は平成21年3月9日より実施する。
- (3) 平成22年6月14日委員会で次の項目改定
2、会員 4、委員会
- (4) この細則は、平成27年3月9日より実施する。の
- (5) 平成30年6月11日の委員会で次の項目改訂
2、会員 4、委員会
- (6) この細則は、平成30年6月11日より実施する。

以上